

専門実践教育訓練の給付金

専門実践教育訓練給付金

働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。一定の条件を満たす方が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合（上限あり）をハローワークに申請できます。

支給対象者は…

受講開始日において雇用保険の一般被保険者である期間が通算して10年以上（初めて教育訓練給付の支給を受けようとする人は2年以上）ある方。ただし、離職されている方は、離職の日の翌日以降受講開始日までが1年以内であることが必要となります。

専門実践教育訓練支援給付金

専門実践教育訓練の教育訓練給付金を受給される方のうち、昼間通学制の訓練を受講しているなど、一定の要件を満たした方が、失業状態にある場合に、訓練受講をさらに支援するため、雇用保険の基本手当の半額に相当する額をハローワークから支給する制度です。詳細については、窓口にお問い合わせください。

なお、専門実践訓練給付金については、受講開始日の1ヶ月前までに事前の手続きが必要となりますので、ご注意ください。詳細はハローワークインターネットサービス (<https://www.hellowork.go.jp/>) をご覧ください。

◎ご自身の被保険者期間についての確認が必要な場合は、「雇用保険給付コーナー」へお越しください。



(2017.03)

あなたの就職をサポートする ハローワークやまがた ご利用ガイド

〒990-0813 山形市松町2-6-13 TEL 023-684-1521(代表)

ホームページ <http://yamagata-hellowork.jsite.mhlw.go.jp/>

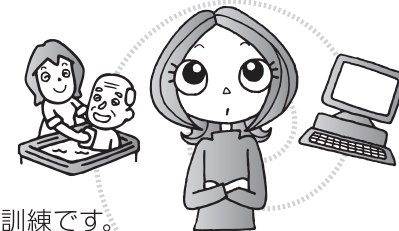
No. 8

ご利用ガイドはNo.1～No.10まであります。このガイドは

No.1 ハローワークやまがた附属施設	No.6 パートタイマー
No.2 退職前後にすべきこと	No.7 新規学卒者
No.3 求人情報を入手する	No.8 職業訓練
No.4 専門相談窓口のご案内	No.9 就職活動を応援するサイト
No.5 選考・面接	No.10 ハローワークプラザやまがた

職業訓練

公共職業訓練について



国や県が主催する実践的、専門的な職業訓練です。失業状態で再就職を希望する方のうち、再就職するために訓練が必要と認められた方が対象となります。

ハローワークやまがた管内では、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構山形職業訓練支援センター(山形職業能力開発促進センター)や山形県立山形職業能力開発専門学校などが主催するコース(2ヶ月～6ヶ月)があります。

訓練内容は、もの作り分野の技能を習得するコース、パソコンや事務系のスキルを取得するコース、介護資格取得を目指すコースなどが予定されています。

一人1コースのみ受講ができますが、面接や適性検査等の選考があり、定員も決まっているため、申込みをしても受講できない場合があります。

また、公共職業訓練終了後1年間は他の訓練受講ができません。受講申込みに際しては、ご自身のこれまでのキャリアを振り返り、受講終了後の就職を目指すために訓練受講が必要かどうか、しっかり職業相談を行いましょう。

訓練日は、原則として月曜日～金曜日(午前9時～午後4時)です。受講料は無料ですが、テキスト代や検定受験料などは個人負担となります。

各コースの対象や日程については、ハローワークやまがたのホームページ <http://yamagata-hellowork.jsite.mhlw.go.jp/> でご案内します。

(雇用保険失業等給付の受給手続きをされた方は)
「訓練開始日」において、所定給付日数に一定の残日数がある方は、受講指示の対象となり、基本手当の延長や通所手当・受講手当の支給が適用されます。

求職者支援訓練（求職者支援制度による訓練）について

平成23年10月からスタートした「求職者支援制度」のカリキュラムのひとつとして実施される職業訓練です。民間訓練機関が、厚生労働省の認定を受けた職業訓練を実施します。

失業状態で再就職を希望する方のうち、再就職するために訓練が必要と認められた方が対象で、雇用保険を受給できない方が優先になります。

多くの職種に共通する基本的能力を習得するための「基礎コース」と、特定の職種の職務に必要な実践的能力を一括して習得するための「実践コース」があります。訓練内容は、パソコンスキルを習得するコース、介護資格取得を目指すコースなどが予定されています。

職業訓練によるスキルアップを通じて早期の就職を目指します。個別に就職支援計画書を作成し、訓練期間中及び訓練終了後も、ハローワークが就職支援を行います。毎月1回指定された来所日にハローワークで職業相談等を行うこととなります。

訓練期間は1コース3ヶ月から6ヶ月で、訓練日は、原則として月曜日～金曜日です。

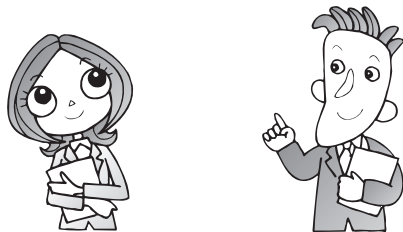
受講料は無料ですが、テキスト代や検定受験料などは個人負担となります。

各コースの日程については、山形労働局のホームページ (<http://yamagata-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>) をご覧ください。

雇用保険失業等給付の受給手続きをされた方は

訓練期間中は認定日を変更する扱いができますが、通所手当・受講手当の支給はありません。

☆詳しくは、ハローワークやまがた（桜町）の職業訓練相談コーナーでご確認ください。



職業訓練受講給付金について

雇用保険を受給できない方が、ハローワークのあっせんにより公共職業訓練や求職者支援訓練を受講する場合、職業訓練受講給付金が支給されます。ただし、支給対象となる方は、以下のすべての要件に該当することが必要です。

- 1 本人収入が**月8万円以下**
- 2 世帯全体の収入が**月25万円（年300万円）以下**
- 3 世帯全体の金融資産が**300万円以下**
- 4 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- 5 **全ての訓練実施日に出席する方**（やむを得ない理由がある場合は8割以上の出席）
- 6 同世帯の中に同時にこの給付金を受給して訓練を受けている人がいない
- 7 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けたことがない

支給額

- ・職業訓練受講手当 月額10万円
- ・通所手当 職業訓練実施施設までの通所経路に応じた所定の額（上限額あり）

教育訓練給付（一般教育訓練給付・専門実践教育訓練給付）について

一般教育訓練給付

働く人の主体的な能力開発の取り組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

在職者・離職者にかかわらず、一定の条件を満たす方が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合、教育訓練施設に支払った教育訓練経費の20%（上限10万円）をハローワークに申請できます。

支給対象者は…

受講開始日において雇用保険の一般被保険者である期間が通算して3年以上（初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方は1年以上）ある方。ただし、離職されている方は、離職日の翌日以降受講開始日まで1年以内であることが必要となります。